



鯖江市

# 農業委員会だより

発行 鯖江市農業委員会

〒916-8666  
鯖江市西山町13番1号

電話 0778-53-2234  
FAX 0778-51-8153  
E-mail: SC-Noseisaku@city.sabae.lg.jp  
<https://www.city.sabae.fukui.jp>



## もくじ

- 農業公社から中間管理事業への移行について ..... 2
- 農地中間管理機構をご活用ください ..... 3
- 令和2年度農地賃借料・農作業料金のお知らせ ..... 4
- 農地法事務取扱基準 ..... 5
- 令和2年度鯖江市の主な農政関係事業予算について ..... 6
- 農業者のみなさん 農業保険に加入しましょう! ..... 7
- 農業者年金のご紹介/農政カレンダー ..... 8

## 市民主役のシカ対策スタート!

丹南地域は県内で最も野生動物による農作物被害の多い地域です。例年、イノシシによる被害が最も多く、近年は、シカによる水稻、大麦の被害が増加しています。市では被害が甚大になる前に対策をとろうと林内のシカの生息状況を調査してきました。生息数は明らかに増加しており、豊地区では冬野菜の被害がはじめています。昨年10・11月、さばえのけものアカデミーを西大井町と四方谷町で開催し、シカの生態や山中で痕跡調査方法を学びました。また、夜間に南越前町へ出向き、ライトで山際を照らしてシカの数を調査するライトセンサス実習も行いました。今後、森の中のシカの存在を気にしていきましょう。

お知らせ

# 令和2年4月1日以降、 農地の貸し借りは農地中間管理事業に 統合一体化します。

令和元年の法改正により、農地の集積・集約化を支援する体制の一体化を図るため、円滑化団体（農業公社等）を農地中間管理事業に統合一体化することとなりました。

## ■令和2年4月以降の農業公社の利用について

農地中間管理事業に統合されますが、利用権設定期間満了までは、これまでどおりご利用いただくことができます。

## ■利用権の更新・新たな賃貸借権の設定について

農業公社グリーンさばえを通じて利用権（賃借権）を設定されている方は、利用権設定期間満了後、農業公社にて利用権の更新はできません。また、新たに農業公社を通じて貸し借りをを行うこともできません。

（例）平成28年1月1日から令和2年12月31日の権利設置をしている場合

令和2年12月31日まで、農業公社でご利用できます。  
ただし、更新はできませんので農地中間管理事業または相対（出し手と受け手の直接契約）による手続きとなります。

## ■農地中間管理事業の対象農地の拡充

農振農用地以外の農用地も対象となります。  
これまで、中間管理事業では農振農用地のみ利用権設定の対象としておりましたが、用途指定されていない農用地等も利用権設定の対象となります。

### 主な内容

農業公社が経過措置として令和2年4月以降もできること	農業公社でできなくなること
○貸し付けている農地をそのまま貸し付けておくこと（貸付期間満了まで有効） ○相対（個人間の契約）の仲介（経過措置外）	○新規の農地の借り受け ○貸付期間の満了した利用権の更新

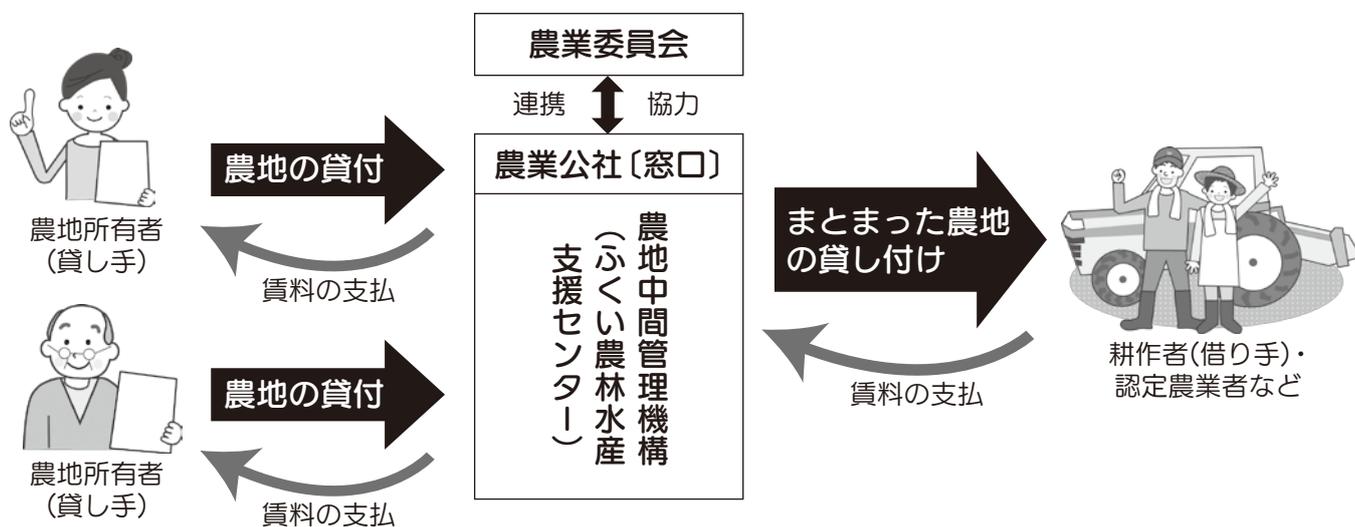
# 農地中間管理事業をご活用ください

## 農地中間管理事業とは？

- 地域で話し合った農地の活用や将来の方針をもとに、担い手へ農地を集積集約することで、農地の有効利用や農業経営の効率化を進めるため、農地中間管理機構が農地の借り受け、貸し付けを行う制度です。

## 事業の仕組み

- 公益財団法人農業公社グリーンさばえが、福井県の農地中間管理機構の窓口となり、農地の貸借手続きをおこないます。



## 貸し手のメリット

- 契約期間が終了した後は、農地は確実にお手元に戻ります。
- 所有する全ての農地を中間管理機構をととして担い手に貸付を行えば、該当農地の固定資産税が減額される制度があります。
- 機構への貸し付けは、農業者年金制度の経営承継に該当します。

## 借り手のメリット

- 分散した農地を集約して借りられ、効率的な営農が行えます。
- 貸し手が複数いるときも、契約や支払を機構が取りまとめて行います。
- 長期間、安心して耕作ができます。
- 農業機械・施設整備を支援する「経営体育成支援事業」や簡易な土地改良ができる「農地耕作条件改善事業」を受けることができます。

◇地域の農業を守り、健全な状態で農地を次世代に引き継ぐために、地域が一体となって農地の集積・集約化を進めましょう。

# 令和2年度 農地賃借料のお知らせ

【田(水稲)の部】

平成31年1月から令和元年12月までに締結(公告)された農地の賃貸借における賃借料(10アール当たり)は、次のとおりです。(単位 円/10a)

地区名	平均額	最高額	最低額
鯖江	14,900円	19,800円	12,500円
新横江	13,401円	15,000円	9,900円
神明	12,385円	15,000円	9,240円
中河	13,325円	13,500円	10,000円
片上	13,435円	15,000円	13,407円
立待	13,363円	13,407円	10,000円
吉川	12,982円	13,407円	10,000円
豊	13,277円	13,407円	10,000円
北中山	13,423円	14,000円	13,407円
河和田	12,398円	13,407円	9,350円
(参考)鯖江市平均	13,272円		

備考 賃借料が米で物納の場合、米の価格は令和元年産米の相対取引価格(令和元年9月末)の福井産の玄米60kgの価格を使用しました。また鯖江市平均の平均額は、データ数による加重平均の値です。

注) 上記のデータには、使用貸借による権利の設定は含まれていません。また、地区ごとの全賃借料データの平均値±(平均値×70%)を超えるもの、および特殊な事情等により著しく異なるものを除いています。

なお、この情報はあくまで1つの「目安」です。土地の広さ、形状、水利等の条件により、当事者間で十分な協議をして賃借料を決定してください。

# 令和2年度 農作業料金の標準額(目安)についてのお知らせ

(単位 円/10a)

作業区分	標準料金(税込み)	適用(追加料金は税抜きで表示)	
水稲	荒耕	7,130	
	代かき	8,150	
	あぜぬり	4,290	100メートルあたり
	田植え	8,760	田植機使用・苗代は含まない。施肥田植機の場合適用。(肥料代別)
	直播(条播)	7,130	施肥田植機(種・肥料代別)
	防除	1,650	JA作業委託(1回分)(ラジヘリ、薬剤代別)
	稲刈り	17,050	コンバイン使用(※生籾運搬は別途)
	秋おこし	7,130	
	乾燥・調製	1,390	60kgあたり
大麦	耕起・播種	7,440	施肥・除草剤散布同時作業の場合は、それぞれ10a当り1,000円増しとなります。
	溝掘	4,070	ロータリートレンチャー使用
	防除	1,364	JA作業委託(1回分)(ラジヘリ、薬剤代別)
	収穫	14,300	団地化されている場合は、10a当り3,000円引きとなります。
大豆	耕起・播種	7,130	施肥・除草剤散布同時作業の場合は、それぞれ10a当り1,000円増しとなります。
	溝掘	4,070	ロータリートレンチャー使用
	防除	1,100	ブームスプレーヤー使用
	収穫	14,300	
	培土	4,070	1回の作業につき
そば	耕起・播種	10,190	
	溝掘	3,560	
	収穫	12,100	

備考 農作業標準料金は、1区画30a以上の圃場を想定していますので、小区画、変形田、倒伏田、および山間地帯の場合は、割増となります。

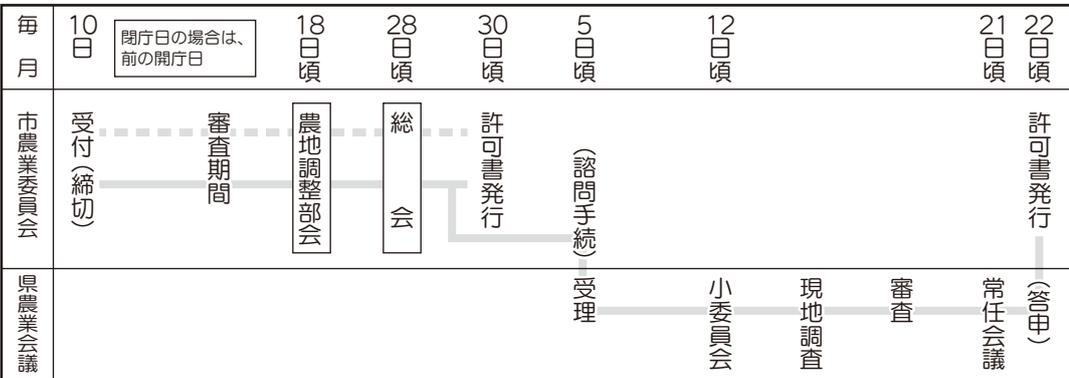
1区画30a未満の圃場の場合は標準料金に5~30%加算となります。

農業用機械等の運搬に関する経費は、この作業料金に含まれていないので、委託者と受託者で十分に協議をしてください。

# 農地法事務の取扱い基準

農地または採草放牧地の権利移動・設定を行う際には農地法第3条（農地または採草放牧地のための権利移動の制限）、農地を転用する際には第4条（農地の転用の制限）、第5条（農地または採草放牧地の転用のための権利移動の制限）の申請に基づく許可申請を行わなければいけません。申請を出してからどのような手順で許可書が発行されるのか見てみましょう。

## ①許可がおりるまでの流れ（3条の流れは点線、4・5条の流れは実線）



農地法第4・5条許可書発行までの標準日数は**3週間**です。（一定の要件に該当する場合には**5週間**となります。）

農地法第3条許可書発行までの標準日数は**3週間**です。

10日が開庁日の場合は、直前の開庁日が締切となります。

※4・5条申請で、申請地が農振農用地や第一種農地の場合、あるいは転用面積がおおむね2,000㎡を超える場合には福井県農業会議の意見を聴取する必要があるため標準日数は5週間となります。

## ②農地法第4・5条の許可の基準（一般基準と立地基準の両方からの視点で審査します。）

**一般基準**・・・農地を転用して申請に係る目的を確実に実行できるかどうか。

- 転用行為を行う資金および信用があるかどうか。
- 農地の転用行為の妨げとなる権利者の同意を得ているかどうか。（地役権、仮登記など）
- 許可後に遅滞なく転用計画を実行するかどうか。

**立地基準**・・・周辺の営農状態に支障を及ぼさないかどうか。

- 転用可能な「第3種農地」であるかどうか。→第3種農地とは・・・
- ☆上下水道管が埋設されてある道路の沿道で、500m以内に教育施設、医療施設その他の公共施設が存在している地域。
- ☆住宅が連たんしている地域および都市計画法の用途指定区域内。
- ※第3種農地以外の農地であっても転用計画によっては許可がおりる場合もあります。

転用地に公有地が含まれていたり、地役権等が付いていると時間がかかるので早めの対応が必要です。

## ③農地法第3条の許可の基準（下記の要件を満たしているかどうか審査します。）

- 権利を取得しようとする者が、農業経営に用いる農地のすべてについて効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められるか。（全部効率要件）
- 権利取得後の経営面積が50a以上になっているか。（北中山40a、河和田30a）（下限面積要件）
- 権利を取得しようとする者またはその世帯員が農作業に常時従事しているか。（常時従事要件）

## ④必要な書類・・・申請書提出と同時に必要な書類があります。

〈農地法第4・5条〉

- 土地の登記簿謄本地籍図
- 位置図、付近図、配置図、平面図
- 隣接農地への被害防除概要書
- 資金計画書資金の証明書
- 土地改良の意見書
- その他農業委員会が必要とした書類

〈農地法第3条〉

- 土地の登記簿謄本地籍図
- 位置図、付近図
- 農地等利用計画書
- 3年3作の念書、確約書
- 水稻共済加入申告の同意書
- 土地改良の得喪通知書

転用計画により必要となる書類は異なってきます。転用しようと考えている方は農業委員会にご相談ください。（直通53 - 2234）

# 令和2年度鯖江市の主な農政関係事業(予算)について

基本方針	事業名	事業概要	事業内容	予算(千円)
担い手育成	ネクストファーマー・経営継承支援事業	新規就農者および経営継承者の就農支援により、担い手育成を図る。	講習会受講料補助 補助率1/2 限度額 20千円 条件整備補助 補助率1/2 限度額250千円 〃 (女性枠) 補助率2/3 限度額500千円(予定)	1,000
〃	担い手への農地集積推進事業	高齢化等で大量の農業者が急速にリタイアすることが見込まれる中で、集落等での話し合いを通じた合意形成により、中心となる農業経営体への農地集積等を推進する。	集落等での説明会と話し合いの推進 農地集積協力金の交付	6,000
農林産物の生産振興	地域営農再生推進事業	加工用米・麦・大豆・そばの作付、周年作物等の作付、品質の高い大豆に助成し、水稲以外の農産物を振興することで、経営所得安定対策の推進、食糧自給率の向上および特産品の生産を推進し、足腰の強い農業を育てる。	麦・大豆・そばの基幹作付 5,500円/10a 良質大豆助成 3円/kg 加工用米 3,500円/10a 周年作の大豆作付 6,000円/10a 〃 景観用作物 4,000円/10a 〃 そば作付 2,000円/10a 〃 特産品作付 10,000円/10a	36,695
〃	さばえブランド菜花米支援事業	特別栽培米の作付けを促進するために助成を行ったり、土壌改良資材の購入を補助するなどして、環境にやさしい農業、消費者ニーズにあったおいしい米づくりを推進する。	無農薬・無化学肥料 5,000円/10a 無農薬・減化学肥料(5割削減) 2,500円/10a 減農薬(5割削減)・無化学肥料 2,500円/10a 減農薬(5割削減)・減化学肥料(5割削減) 1,500円/10a 担い手農家の土づくりの資材 1,000円/10a上限	13,920
		さばえ菜花米のブランド化に向けた事業	担い手作業効率化支援にかかる経費の助成 1,800千円 さばえ菜花米の土づくり資材購入助成 上限4千円/10a さばえ菜花米の圃場の土壌分析 80千円 さばえ菜花米作付助成 5千円/10a	
		さばえ米品質向上(病害虫対策)支援事業	カメムシ等の一斉防除にかかる経費の助成 2,000千円	
〃	さばえエコ農業支援対策事業	化学肥料・化学農薬を5割以上低減し、地球温暖化、生物多様性保全などの環境保全型農業に取り組む農業者団体等への支援により、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動の普及拡大を図る。	<農業振興地域内農用地> 取組み内容によって補助単価が異なります。 カバークロープ、中干延期など	6,530
〃	「さばえ野菜」産地育成支援事業	①園芸特産物振興事業 ②地場産園芸ハウス設置支援事業 ③園芸ハウス等機能リフレッシュ支援事業	①園芸作物の品質に応じた出荷助成や生産支援等 ②小規模ハウス等の設置や老朽化したハウス等の機能向上にかかる経費を助成	12,150
鯖江ブランドづくり	6次産業化応援事業	鯖江産農産物を使用した加工品の開発や販路開拓に取り組む事業者を支援する。	①鯖江産農産物を使用した加工品開発 上限400千円 ②鯖江産農産物の販路開拓 上限200千円	1,522
食育・地産地消の推進	元気さばえ食育推進事業	市食育推進計画による事業を進めることで、食に関する知識と食を選択する力を習得し、地域の食育を推進する。	さばえの食文化交流事業、ふるさと鯖江の料理を楽しむ会、食と健康・福祉フェア、味覚の授業・うま味の授業等の開催	5,838
市民の憩いの場としての里山環境の保全	鳥獣害のない里づくり推進センター事業	人と生きものふるさとづくりマスタープラン推進事業 里山放牧保全推進事業 さばえのけもの料理提案事業	さばえのけものアカデミー、地域の情報交換会等の開催 山ぎわに牛放牧による対策の委託 ジビエ料理を切口とした鳥獣害対策の普及・啓発	7,032
〃	有害鳥獣駆除事業	農林業に被害を及ぼす有害鳥獣を駆除する。	有害鳥獣捕獲委託等 電気柵設置への助成	4,516
快適で魅力ある農村づくり	多面的機能支払交付金	地域共同による農地、農業用施設等の資源の日常的な安全管理活動を支援し集落を支える体制の強化を図る。また、農業用施設等をストックマネジメント手法を活用した補修、更新等の長寿命化のための活動および水質や土壌等の高度な保全活動を支援し安定した食料供給に貢献する。	・農地維持支払：53,127千円 田3,000円/10a 畑2,000円/10a ・資源向上支払：31,617千円 田1,800円/10a 畑1,080円/10a ・長寿命化：76,713千円 田4,400円/10a 畑2,000円/10a ・農業用施設安全管理事業：2,200千円 田2,200円/10a	163,657

\* 詳しくは農林政策課までお問い合わせください。

# 農業者のみなさん 農業保険に加入しましょう!

## 農業経営には様々なリスクがあります

自然災害で減収



市場価格が下落



災害で作付不能



けが等で収穫不能



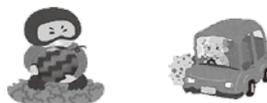
倉庫の浸水被害



取引先の倒産



盗難や運搬中の事故



為替変動で売上減



## NOSAIには、リスクに対応した農業保険があります!

### 収入保険

様々なリスクをカバーしたい  
農業者にお勧めです!

- 青色申告を行う農業者が対象です。
- 原則、全ての農産物を対象に、自然災害や価格低下だけでなく、農業者の経営努力では避けられない収入減少を幅広く補てんします。

### 農業共済

自然災害リスクをカバーしたい  
農業者にお勧めです!

- 全ての農業者が対象です。
- 農作物(水稲、麦)、畑作物(大豆、そば)、果樹(なし、かき、うめ)、農業ハウスなどが自然災害によって受ける損失を補てんします。

収入保険または農業共済のいずれかを選択することになります。  
農業保険は国の公的保険制度で、保険料(掛金)の国庫補助があります。  
詳しくは、NOSAI福井へお尋ねください。

**NOSAI 福井 (福井県農業共済組合)**

〒916-0036 鯖江市横越町 18-41-1

鯖丹グループ

TEL:0778(53)2704

経営支援室

TEL:0778(53)2701

# 農業者年金のご紹介

## あなたの老後は、大丈夫？

あなたの老後の備えは十分でしょうか？  
年金は家族一人ひとりが準備することが大切です！  
農業者年金は、農業者の老後をサポートします。農業者だけでなく、夫婦や親子でそろって加入することをおすすめします！！

### ○加入できる方は？

- ・60歳未満の方
- ・国民年金の第1号被保険者の方
- ・年間60日以上農業に従事している方

### ○特徴は？

- ①立方式・確定拠出型で少子高齢化に強い年金です。
- ②終身年金で80歳までの保証付です。
- ③支払った保険料は税務申告の際、全額が社会保険料控除の対象になります。
- ④保険料は月2万円から6万7千円の範囲内で、千円単位で選べます。
- ⑤認定農業者等の要件を備えた担い手には、国の補助があります。

## 農業者年金から伝えたいこと

- ・老後に欠かせないものは、「健康」と「友達」「生きがい」「お金」です。
- ・自分の死後、残された家族にお金を残すことも大切ですが、老いて自分に役に立つ年金を持ちましょう。
- ・自分の老後は、自分で計画を立てて考えないと、誰も面倒を見てくれません。
- ・掛けた保険料を取り戻すことが年金の目的ではありません。老いたときに、安定収入の道を確認しておくことが年金の目的です。
- ・現金や貯金は使えば使った分だけ減り続けます。しかし、年金は使っても必ず後から再び振り込まれてくるものです。

## 農業委員会・農政カレンダー

(日程は予定であり、変更となる場合があります)

### 令和2年

- 4月 27日 農業委員会第4回総会
- 5月 26日 農業委員会第5回総会
- 6月 29日 農業委員会第6回総会
- 7月 28日 農業委員会第7回総会
- 8月 25日 農業委員会第8回総会
- 9月 28日 農業委員会第9回総会

農業委員会では、農地の売買、貸借による権利の異動や利用権の設定、相続の届出など様々な農地に関するご相談を受け付けております。

農地の異動や利用権を設定する場合には、農業委員会の許可が必要となりますので、農業委員会までご相談ください。

- 毎月の申請締め切りは、毎月10日です。
- 概ね申請から許可まで1か月かかります。(内容によっては2か月程度かかることもございます)
- 申請に必要な書類を確認するためにも、締め切り間際にならないようお早めにご相談ください。

